○環境省告示第二十四号

汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第四条第一号リの規定に基づき、環境大臣が定める汚水が地下に浸透することを防止するための措置を次のように定め、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月二十九日　環境大臣　小沢　鋭仁

汚染土壌処理業に関する省令第四条第一号リの環境大臣が定める汚水が地下に浸透することを防止するための措置は、次のとおりとする。

一　特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の地下への浸透を防止するために必要な構造として汚染土壌処理業に関する省令第四条第一号ホに定める構造の床及び路面を二重に設けること。

二　特定有害物質を含む固体又は液体が地下に浸透していないことを目視その他の方法により確認するために十分な空間を前号の二重の床の間及び二重の路面の間に設けること。

○環境省告示第二十五号

汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第四条第一号ヌの規定に基づき、環境大臣が定める大気有害物質の量の測定方法を次のように定め、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月二十九日　環境大臣　小沢　鋭仁

汚染土壌処理業に関する省令第四条第一号ヌの環境大臣が定める大気有害物質の量の測定方法は、別表の大気有害物質の種類の欄に掲げる大気有害物質の種類ごとに同表の測定方法の欄に掲げるとおりとする。

別表

大気有害物質の種類	測定方法
カドミウム及びその化合物	大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号。以下「規則」という。）別表第3備考1に掲げる方法
塩素	規則別表第3備考1に掲げる方法
塩化水素	規則別表第3備考2に掲げる式により算出する方法
ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	規則別表第3備考1に掲げる方法
鉛及びその化合物	規則別表第3備考1に掲げる方法
窒素酸化物	規則別表第3の2備考に掲げる式により算出する方法

○沖縄総合事務局告示第二十号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十二年三月二十九日　沖縄総合事務局長　竹澤　正明

名称　国営沖縄記念公園

位置　沖縄県那覇市首里当蔵町三丁目

区域　別紙図面のとおり（略）

（内閣府沖縄総合事務局に閲覧所を設け、平成二十二年三月二十九日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十二年四月一日

国会事項

衆議院

要求書受領

三月二十三日、内閣から、人事官に原恒雄を任命したいので、国家公務員法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、原子力安全委員会委員に代谷誠治及び班目春樹を任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第二十二条及び第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、情報公開・個人情報保護審査会委員に小林克已、名取はにわ、遠藤みどり、北澤義博、伊達規子、中村晶子、橋本博之、池田綾子及び村上裕章を任命したいので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、公益認定等委員会委員に池田守男、堀裕、北地達明、時枝孝子、門野泉、出口正之及び海東英和を任命したいので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三十五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、公認会計士・監査審査会会長に友杉芳正を、同委員に廣本敏郎、市川育義、引頭麻実、坂本道美、櫻井久勝、淵田康之、田島優子、八木和則及び根本直子を任命したいので、公認会計士法第三十七条の二第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、中央更生保護審査会委員に宮本信也を任命したいので、更生保護法第六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、日本銀行政策委員会審議委員に森本宜久を任命したいので、日本銀行法第二十三条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、中央社会保険医療協議会委員に牛丸聡を任命したいので、社会保険医療協議会法第三条第六項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

議決通知

三月二十五日本院は中央選挙管理会委員及び同予備委員を次のとおり指名した旨参議院に通知した。

中央選挙管理会委員

伊藤　忠治　伊藤　基隆　鈴木　恒夫
神﨑　浩昭　鳥居　一雄

同予備委員

西川　洋　尾崎　智子　元宿　仁
山田　秀樹　小宮　修二

又同日本院は人事官に原恒雄を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は原子力安全委員会委員に代谷誠治及び班目春樹を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は情報公開・個人情報保護審査会委員に小林克已、名取はにわ、遠藤みどり、北澤義博、伊達規子、中村晶子、橋本博之、池田綾子及び村上裕章を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は公益認定等委員会委員に池田守男、堀裕、北地達明、時枝孝子、門野泉、出口正之及び海東英和を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は公認会計士・監査審査会会長に友杉芳正を、同委員に廣本敏郎、市川育義、引頭麻実、坂本道美、櫻井久勝、淵田康之、田島優子、八木和則及び根本直子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は中央更生保護審査会委員に宮本信也を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は日本銀行政策委員会審議委員に森本宜久を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は中央社会保険医療協議会委員に牛丸聡を任命することに同意した旨内閣に通知した。